

市民福祉委員会記録

○開催日時

平成28年3月16日 午前9時59分～午後1時51分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（7人）

委員長	永山伸一	委員	福田俊一郎
副委員長	中島由美子	委員	森永靖子
委員	上野一誠	委員	森満晃
委員	橋口博文		

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	成川幸太郎
----	------	----	-------

○説明のための出席者

市民福祉部長	春田修一	子育て支援課長	知識伸一
障害・社会福祉課長	穴野盛久	高齢・介護福祉課長	橋口浩文
主幹	井上聡子		
保護課長	小原雅彦	総務部長	今吉俊郎

○事務局職員

議事調査課長	道場益男	議事グループ員	柳裕子
--------	------	---------	-----

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書 (所管事務調査)	障害・社会福祉課
議案第53号 薩摩川内市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	保 護 課
議案第54号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第87号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	子 育 て 支 援 課
(所管事務調査) 精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について	高 齢 ・ 介 護 福 祉 課 —

△閉 会

○委員長（永山伸一）ただいまから、14日に引き続き、市民福祉委員会を開会いたします。

今日は審査日程の障害・社会福祉課から審査を行います。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ、傍聴の申し出はありませんけれども、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可いたします。

△障害・社会福祉課の審査

○委員長（永山伸一）それでは、障害・社会福祉課の審査を行います。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）まず、審査を一時中止しておりました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）障害・社会福祉課です。よろしくお願いいたします。

議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について説明いたします。第8回補正の予算に関する説明書17ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費、同じく2目身体障害者等福祉費、同じく3目地方改善対策費は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、人件費を補正要求するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）おはようございます。それでは、14日に引き続きまして、障害・社会福祉課の予算の概要について御説明させていただきますと思います。

それでは、黄色の表紙の当初予算概要に基づき御説明させていただきますので、56ページをお開きいただきたいと思います。上段からでございます。

まず、臨時福祉給付金支給事業でございます。これにつきましては、今まで2年間、簡素な給付措置として臨時福祉給付金を支給しておりましたが、平成28年度も継続という形で予算を計上いたしております。

あわせまして、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者、補正予算では高齢者等を計上させていただいておりましたが、当初予算におきましては、障害基礎年金及び遺族基礎年金受給者を対象とした年金生活者等支援臨時福祉給付金を計上させていただいたところでございます。

支給額につきましては、簡素な給付措置につきましては、本年度は6,000円でしたが、3,000円になっております。年金生活者等の支援臨時福祉給付金につきましては、3万円というような形で計上させていただいておまして、合計で1億2,408万8,000円を計上させていただいたところでございます。

次に、最下段でございますが、障害者（児）自立支援事業でございますが、これにつきましては、21億96万円を計上させていただいておりますが、これは障害者の障害福祉サービス費自立支援医療あるいは療養介護医療費等の給付を行うもので、障害・社会福祉課の中で一番大きな予算となっているところでございます。

あけていただきまして58ページでございます。最下段でございますが、放課後等デイサービス事業でございます。これにつきましては、心身障害児の通園事業に対するニーズが非常に高まっているというようなこと等から、施設もできつつございます。そのようなこともございまして、平成28年度につきましては、就学支援に対する部分

サービスで1億1,300万円というようなことで、去年より約2,700万円程度の増になっております。

あけていただきまして、59ページの最上段でございますが、これはつくし園の管理運營業務指定管理委託料でございますが、つくし園につきましては、未就学児の障害児に対するサービスでございますが、指定管理を社会福祉協議会に委託しておりますが、予算的には9,509万8,000円を計上させていただいたところでございます。

以上が、簡単ではございますが、障害・社会福祉課の当初予算の概要でございます。予算の詳細につきましては、この後、障害・社会福祉課長から説明させていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一）では、引き続き、当局に補足説明を求めます。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算について説明いたします。

歳出予算から説明いたします。予算調書の136ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費の社会福祉管理運営費は、社会福祉事務及び地域福祉推進事業に係る経費で、事業費は3億381万4,000円です。主なものは社会福祉事務嘱託員等298人の報酬、それから本庁及び支所の一般職員20人分の給与費等でございます。

次に、同じく136ページ、下の段、社会福祉施設管理費209万円は、社会福祉施設の維持管理に係る経費でございます。

次のページ、137ページをお開きください。先ほども部長のほうから説明がありましたが、臨時福祉給付金事業費1億2,408万8,000円は、臨時福祉給付金給付に係る経費で、主なものはシステム改修委託等と給付金でございます。

今回の臨時福祉給付金の概要につきましては、市民福祉委員会資料で説明いたします。市民福祉委員会資料の13ページをお開きください。

まず、臨時福祉給付金の目的等について説明いたします。平成26年4月からの消費税率の引き上げに際し、低所得者への影響を緩和するため、また、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者を支援するため、暫定的・臨時的な措置とし

て、低所得高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金、そして簡素な給付措置としての臨時福祉給付金の三つの給付金があり、いずれの給付金も今年度給付するものです。

このうち、低所得高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金は、平成27年度補正予算として、既に可決されており、平成28年度に繰越給付を行うものです。

また、障害・遺族基礎年金受給者向け年金生活者等支援臨時福祉給付金と、簡素な給付措置としての臨時福祉給付金については、平成28年度当初予算として予算措置を行い給付を行うものです。

給付対象者、給付額、給付者数、受付期間、初回の給付時期は、それぞれ記載してあるとおりですので、御参照ください。

以上で、臨時福祉給付金の説明を終わります。

続きまして、予算調書に戻りますが、予算調書の137ページの下段です。3款1項1目身体障害者等福祉費の一般障害者自立支援事業費は、障害者団体への運営費助成、障害者施設の維持管理、福祉タクシー等利用料助成等に係る経費で、主なものは、職員7人分の給与費、サン・アビリティーズ川内の指定管理料、身体障害者福祉協議会運営補助金、福祉タクシー等利用料助成でございます。

次に、138ページ、障害者（児）自立支援事業費21億1,523万8,000円は、障害者福祉サービス及び障害福祉サービス利用料助成等に係る経費で、主なものは障害認定訪問調査相談業務嘱託員3人、育成医療嘱託医等の報酬、介護給付費、自立支援医療費等補助事業扶助費でございます。

同じく138ページの下段、重度心身障害者医療費助成事業費2億5,736万7,000円は、重度心身障害者の医療費助成及び医療費助成申請書回収業務委託に係る経費で、行政事務嘱託員（Ⅱ種）3人の報酬、医療費助成が主なものでございます。

次に、139ページをお開きください。特別障害者手当等給付事業費4,471万円は、特別障害者手当等の給付に係る経費で、嘱託医2人の報酬及び特別障害者手当等給付費に要する経費でございます。

同じく139ページの下の段、地域生活支援事業費1億7,709万4,000円は、市町村事業として実施する地域生活支援事業に係る経費で、主なものは手話通訳業務嘱託員の報酬、地域活動支援センター事業及び相談支援事業業務委託等の委託料、日常生活用具等給付費等補助事業扶助費が主なものでございます。

次に140ページ上の段、障害児通所支援事業費2億1,565万8,000円は、未就学児の児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業並びに利用料助成に係る経費で、子ども発達支援センターつくし園の指定管理料及び放課後等デイサービス事業に係る補助事業扶助費が主なものでございます。

なお、今回、子ども発達支援センターの機能を強化する事業として、新たに発達支援システム事業を実施する予算を措置いたしましたので、事業の概要を市民福祉委員会資料で説明いたします。14ページをお開きください。

まず、現状と課題ですが、近年発達に課題を抱え、専門機関における児童発達支援やその他の療育的支援を必要とする児が増加しており、現在、市内における児童発達支援事業所はつくし園1カ所のみであり、常に待機状態となっております。

また、経過観察を必要とする児や保育園、幼稚園における発達に課題を抱える児が増加し、対応に苦慮しています。

現在は、療育の要否、療育期間等を療育事業所のみで判断しており、就学まで継続して療育を受ける児も多い状況です。

次に、事業の目的ですが、児童発達支援センター機能を強化し、相談支援、地域支援機能の充実、地域の保育園、幼稚園等における療育的支援をサポートできる体制を整備するとともに、これまで療育機関のみで実施していた療育の要否、療育期間等を子ども発達支援検討会において判断し、支給決定につなげる仕組みを構築するものです。

3の発達支援システム体制の基本的な流れについて説明いたします。

保育園、幼稚園、母子保健事業等で把握された発達に課題を抱える児については、児童発達支援センターつくし園に連絡し、つくし園の発達相談員による相談支援コーディネートを行います。

つくし園の発達相談員が療育の必要性が高いと

判断した場合は、保護者から市へ申請してもらい、外部の相談員に再度見てもらいます。複数の発達相談員による判断をもとに、子ども発達支援検討会を開催し、療育の必要性について検討します。

療育が必要と判断された場合は、保護者は市へサービス利用の申請をしてもらい、つくし園等の専門的な療育を受けられることになります。

療育が不必要と判断された場合は、児童発達支援センターによる相談支援や保育所等訪問支援の実施によるフォローを行い、地域で児を支援していく体制づくりを行っていきます。

今回、この発達支援システム体制の中にあります子ども発達支援検討会に係る費用について予算を措置したものです。

外部の発達相談員に係る謝金及び子ども発達支援検討会に出席する相談支援専門員、保健師、医師等の出会謝金、旅費になります。

以上で発達支援システム事業についての説明を終わります。

それでは、また予算調書に戻りますが、予算調書の140ページの下段、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業費64万8,000円は、小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具給付及び軽度・中等度難聴児補聴器助成事業に係る経費でございます。

次に、141ページをお開きください。3款1項3目地方改善対策費の隣保館管理運営費2,921万4,000円は、隣保館の管理運営に関する経費で、隣保館長と嘱託員5人の報酬、職員一人の給与費、冷水会館、杉ノ角会館のエアコン購入に係る備品購入費、人権啓発等連絡協議会運営補助金が主なものです。

同じく141ページの下段、3款5項1目災害救助費1,348万3,000円は、局地災害救助及び災害救助法適用による自然災害等罹災者への援助事務費等に係る経費で、災害弔慰金等扶助費が主なものでございます。

続きまして、一般会計の歳入について、主なものを説明いたします。予算調書の31ページをお開きください。

15款1項1目民生費11億9,303万4,000円は、障害者自立支援給付費等負担金、児童発達支援センター給付費負担金等です。

次に、15款2項2目民生費補助金1億

4,912万4,000円は、臨時福祉給付金給付事業費補助金等でございます。

次のページ、32ページをお開きください。16款1項1目民生費負担金5億7,986万7,000円は、障害者自立支援等給付費等負担金、児童発達支援センター給付費負担金等です。

次に、16款2項2目民生費補助金1億5,499万7,000円は、重度心身障害者医療費助成事業費補助金、隣保館運営等事業費補助金等でございます。

次に、19款1項3目り災救助基金繰入金1,083万3,000円は、災害救助費として災害り災援者護措置要綱に基づく救助を行うため、必要経費分を取り崩し、繰り入れるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） 当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（中島由美子） 発達支援システム事業についてなんですが、数年前から発達障害というか、そんな子どもたちが多くなっていきますよということを知っておりまして、幼稚園、保育園を結構回っておられたと。なかなかだけど、療育がわかる方は少ないという話も聞いていたんですが。その幼稚園、保育園の保育士さん、教諭等々が、療育の専門家になっていくには、なかなか厳しいものがあるのかというのが1点と。今回のこの発達支援検討会が月2回程度できるということで、今まで県のほうの発達支援の事業所に行かないと認められなかったという部分が、市のほうでも発達障害と認めてくれるという考え方でいいですか。またそれとは違うんですか。もうちょっとこのあたりを教えてください。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） まず、保育園等の先生方については、保育所等訪問支援事業につきまして、ことしの12月から始めているんですが、つくし園の相談員のほうが行きまして、保育士さん、それから子どもたちに説明、指導を通して、その内容等をわかっていただくということで進めております。

それから、市のほうで判断するかということですが、あくまでも判定をしていかないといけないですので、そこあたりですが、ちょっとそこにつ

いては担当のほうから具体的な説明をさせます。済みません、よろしく願います。

○委員長（永山伸一） 主幹のほうで願います。

○主幹（井上聡子） 最初の御質問の保育園の保育士さん及び幼稚園教諭の方々が発達の専門家になるにはということなんですけれども。研修会等も開催されていますが、なかなかわかりにくい部分もあるということで、先ほどありましたつくし園のほうの児童発達支援センターの機能の中に、保育所等訪問支援事業といまして、療育の専門家が保育園等にお伺いいたしまして、地域支援ということで先生方に、この子に関しては、このような療育的指導を——専門的な療育ではないんですが、療育的指導をするための研修を兼ねた支援をする事業も開始されております。

このほかにも、県が主催する療育等支援事業であったりとか、養護学校が実施する巡回相談等もありますので、そのような事業を組み合わせる先生方への支援も兼ねた療育的指導ができる体制の構築を考えております。そのためにまずつくし園のほうに相談をしていただくということで考えております。

それから、発達支援検討会についてですけれども、これにつきましては、専門的な療育が必要な子どもさんであるのか、もしくは地域の園において療育的指導を受けることで大丈夫な子どもさんであるのかという部分の、療育が必要かどうか、もしくはどのぐらいの期間、専門的な療育が必要で、また地域の園に帰ってこれるのかというような、そこを判断する検討会になっております。

先ほど中島委員のほうから御質問のあった、これまで県の総合療育センター等で、そこは医療で診断という形で、発達障害があるという診断をつけるための機関が総合療育センターという形になっております。診断をつけなければ療育が受けられないということではないんですけれども、診断をつけるときには、総合療育センターもしくは発達の診断のできる医療機関で受診していただくこととなります。

なんですけれども、診断はつかななくても、療育的こういう支援をすれば、発達の課題解決ができるというような相談につきましては、地域でできる体制ということで、つくし園の児童発達支援

センターが中心になって支援をしていくという流れになるということになります。

○委員（中島由美子）なかなか難しいものがあると思うんですが、なかなか診断を受けられない状態、待ちの状態があつて、療育が受けられなかったという子どもたちにとっては、保護者にとっても、少しでも早く療育が受けられるということができるといふ考え方でいいですか。

○主幹（井上聡子）なるべく早くということなんですけど、先ほども課長のほうからもありましたように、今現在、専門的療育が受けられる機関というのが、市内には1カ所しかございません。その点にも課題がございますので、障害者自立支援協議会というところに、子ども部会を設置いたしまして、この療育施設の受け入れ先の拡充ということについても、議論をいたしまして、そこを広げていくとともに、利用すべき人を優先して、地域でも見れる体制というのを構築していくと。並行してその受け入れ先の拡大ということも議論して、二、三してもいいかなというところが、今手を挙げかけていらっしゃいますけれども、その辺をまた児童発達支援センター中心に支援をしながら、そのような受け入れ口の拡大ということにも努めてまいりたいと思っております。

○委員（中島由美子）何となくわかってきましたが、何せ療育がわかる方がふえていくことと、その子ども一人一人に応じてしっかりと対応ができる体制が少しでも整っていきけるのかなというふうに感じましたので、なかなか厳しいものはありますが、個に応じた保育園、幼稚園、そしてまた担当は違うんでしょうけど、学校でもできるのかなと思いますので、しっかり頑張っていただきたいと思っております。

あと、ちょっと聞いた話で、なかなか学校現場じゃないからまだあれなんですけど、学校現場でこの子は療育が必要なんですよと言われるけど、先生が受け入れられないというの、ちょっと聞いたりすることもあるもんですから。なかなか発達障害、療育という捉え方というのか、そのあたりが本当わかりにくいからこんなことに、専門家がなかなかうまく育っていかないというのか、わかりにくい部分があるのかなと思いますので、大変だと思うんですけども、保育士さんや幼稚園教諭または学校現場の先生たちが少しでも専門家にと

うか、なっていけるような体制は難しいかもしれませんが、つくし園を中心にやっていってくださればと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（永山伸一）要望であります。ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）関連してですけれども。今御答弁をいただきましたけれども、そもそもつくし園の定員は、今何名なのかというのと、この資料にも発達支援を必要とする子どもたちがふえているということですが、ここ二、三年で結構ですけれども、把握しておられる児童数について数字を示していただければと思います。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）今、つくし園の定員等についてということでしたが、事業が二つありまして、センターと事業とありますが、センターの定員が40名で、今、登録者数が50人です。それから事業のほうの定員が10人で登録が30人いらっしゃいます。

1日平均大体32人ぐらい利用されております。以上です。

○委員長（永山伸一）補足説明があれば、主幹のほうでどうぞ。

○主幹（井上聡子）発達に課題を抱える子どもさんについてですが、先般、幼稚園、保育園に、子育て支援課に協力をいただきまして、在園していらっしゃる子どもさんの中で、発達に課題がある可能性のある子どもさんがどのぐらいいらっしゃいますかということで調査をさせていただきました。

保育所、保育園、それから幼稚園それぞれに分けて集計させていただいたんですけれども、預かっていらっしゃる子どもさんの年代層が保育園さんはゼロ歳児さんから、幼稚園さんは3歳、4歳、5歳ということで、ちょっとばらつきがあったんですけれども、全体を平均すると子どもさんの約9.7%に、数で言いますと、全体の在園児数が4,054名中394名、9.7%、大体全国の平均が1割ぐらいはそういう子どもさんがいらっしゃるであろうという統計が出ておりますので、本市におきましても、同じような状況があるということなんです。

先ほど言いましたが、幼稚園等は年齢の高い子どもさんが多いですので、幼稚園等になると、さらに高い割合で課題を抱えている子どもさんが存

在しているということがわかっております。

以上です。

○委員（福田俊一郎） 人数を見ても、現在のつくし園で対応できる数値においては、大変厳しい状況ですし、今後施設も整備していかなければならないかなというふうに思ったところです。

したがって、なかなか県の対応も、施設整備については厳しい状況等もあろうかと思いますので、市のほうでのそういう施設整備に対する支援等も今後検討をぜひしていただきたいということで、1点だけ申し上げておきます。

○市民福祉部長（春田修一） 今、課長及び主幹のほうがる説明しましたように、かなり発達に課題を抱えるお子さんがふえてきているのは事実でございます。

それで、つくし園のほうの利用者数も定数に届くような形で、毎年上げていただきたいということも要望しております。

それと、市民健康課のほうでも、豆の木教室をしているんですが、そこのほうも、かなり、つくし園に通いたいというようなことで、一時的な待機と申しますか、そのためにしております。

それでも、非常にふえてきているというような状況等があって、自立支援協議会の子ども会の中でも、施設整備が必要だということで、いろいろアクションを起こしております。先ほど井上主幹のほうに言ったように、何か所か手を挙げたいという方が出てきましたので、今後はそれらを支援をする体制を整えていきたいなというふうに考えています。

現在は、市内で充足できないので、市外のほうに行っている方もいらっしゃいますので、できれば市内の中でそういう体制を整えたいと思っております。

また、障害児保育のほうも、子育てのほうで8カ所ぐらいは今保育園で障害児保育の受け入れをしているんですが、先ほど中島委員がおっしゃいますように、施設の問題、施設整備の話、あるいは指導者の関係があって、全ての園が受け入れることができない状態もあって、またそちらのほうもニーズが高いような状況がございますので、今後は人的な確保、あるいは施設整備ということも含めて、早い時点で方向性を出して体制がとれるような形で進めていきたいと思っております。

そのためにも、今回、この発達支援システム事業というのを入れて、つくし園を中心に、いろんなそういう相談体制あるいは支援体制というのを整えられればというような思いで、今回、新たに予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（森満 晃） 関連しまして、今の専門的療育が市内1カ所しかないということで、早急に診断だとか判断だとか、その辺が問題なのかなと思うんですけども。最近増加している要因、食生活なのか何なのか、もし具体的にわかれば。

それと、先ほど言われた専門員以外で地域で見られる体制、地域で見られる体制とは、具体的にどういったことを示されているのか、説明をお願いします。

○主幹（井上聡子） 要因については、全国的にも非常に難しい問題と言われております。先ほども言われましたように、食生活も関連があるのではないかという研究もあったり、いろんなことありますが、そこはなかなかこれが原因というのを申し上げるのは、非常に厳しい状況だと思われまます。

ただ一つには、子どもさん自体には、そこまで発達の課題という意味では問題はなくても、少し課題に近いグレーゾーンというか、そういう子どもさんがいらっしゃったときに、家族機能がちょっと弱くて、そこに対応ができずに、課題を抱えている困り感が出るということもございます。そこについては、先ほど言いましたつくし園でのコーディネートを通して、家族機能のコーディネートをする。必要なサービスを導入したり、支援をすることで解決する部分もあるのではないかなというの也被われておりますので、その部分については、児童発達支援センターのコーディネート機能で解決を図っていきたいということを思っております。

先ほど地域での受け入れ態勢ということなんですけれども、先ほど言いました保育所等訪問支援事業というのは、学校のほうへも派遣が可能な事業でございます。幼稚園であるとか保育園であるとか、そのようなところに、子どもさんの発達課題に応じた適切な対応がなされれば、その子の発達課題をクリアしていく能力を高められるというふうに言われております。

なので、このようなことが起こったときには、
こういうふうに対応するというようなノウハウを
専門的な職員から幼稚園、保育園の先生、教諭の
方々に伝達することで、その子たちの伸びていく
力を引き出す療育的支援、療育的保育ということ
をしていくことが地域で見えていく力、実際に放課
後等デイサービスとか、そういうところに、発達
相談員のほうを、今でも派遣いたしまして、こう
いうかわりをすると、地域の中ではほかの子ども
たちと、こういうことをさせるといいですよとい
うのを、お示しすることで、すごく保育がうまく
いく場合も経験しておりますので、そのようにし
て、地域が発達障害児を受け入れる力というか、
そのようなところを少しつけていけばいいのか
なというふうに思っております。

○委員（森満 晃）先ほど中島委員のほうから
もありましたけど、なかなか先生方の判断もしづ
らいと。そういう中で、家庭で家族ぐるみという
ことで、御両親だとか、家族の子どもに対しての
判断がしづらいというか、その部分も大きいのか
なというのも耳にするんですけれども、その辺の
今後の保護者の教育だとか指導だとか、そういう
部分はどうなんですか。

○主幹（井上聡子）かつてつくし園は母子通園
施設ということで、そういう課題のある子どもさ
んの家族の教育といった言葉が悪いですけど、
家族支援も担ってきた経緯もありました。そこが
今は、一部母子通園も残っているんですけれども、
そこら辺がないこともありまして、この児童発達
支援センター機能の中に、家族への支援機能とい
うのがありますので、そこの機能を生かして、今、
基幹相談支援センターのほうでも、発達相談員と
協力いたしまして、家庭訪問等を実施しながら家
族への ― よくトラブルがございます。子どもが
こんなになって、親もパニックってどうしようもな
いということもあるんですけれども、家庭訪問等
いたしまして、あと学校とか保育園のほうへもお
伺いさせていただきまして、随時発達相談員、発
達の見立てができる職員というのが、数少ないん
ですけれども、市内に数名おりますので、その職
員と一緒に家庭訪問であったり学校、幼稚園、保
育園等を回らせてもらっている状況の中で、保護
者の方にも対応をしているところです。

○委員（森満 晃）わかりました。本当に早期

の段階のそういったシステムだとか、そういう部
分を今後進めていただければと思います。

○委員長（永山伸一）要望であります。ほかに
ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（井上勝博）一つは、特別障害者手当な
んですが、これは年度ごとに給付されている方の
推移というのがわかれば教えていただきたいのと。

それから、障害認定訪問調査相談業務嘱託員と
いうのが138ページにありますけれども、この
ような方々の業務の内容と、それから相談支援事
業業務委託というのが139ページにあるんです
が、同じように業務の内容などを教えていただき
たいと思います。

○委員長（永山伸一）後で聞いていただければ
済むことですね ― 課長ありますか ― 井上議員、
今資料がないみたいですので、後ほど個人的にお
聞きください。

ほかにございませんか。

○議員（井上勝博）考えが聞きたいんですから、
何を言っているんですか、委員長。

○委員長（永山伸一）今、資料がないみたいで
すので。どうしますか。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）特別障害者
手当の推移について過去2年の推移ですが、受給
者が平成26年度は94名、平成27年度が
93名となっております。

その前はちょっと数字を持ってはいたんですが、
年々、若干減ってきている状況です。

○委員長（永山伸一）あと2点、主幹のほうで。

○主幹（井上聡子）障害認定訪問調査相談業務
嘱託員についてでございますが、こちらにつきま
しては、相談という名目が確かに入っているんで
すけれども、主な業務内容は、障害の支援区分と
いうものが6段階ございますが、それを出して、
サービス内容を決定する一つの目安にすること
になっております。そのもとになります調査を行
いまして、支援区分を出すための調書をつくる
ということが主な業務内容。

それから、サービスを受ける際に利用計画をつ
くることになっております。その利用計画の内容
を確認する。

それと、最初に窓口のほうにいろいろなサービスにつきまして、市民の方が御相談に見えたときの基本的な対応をするということで、相談という名称が入った嘱託員という形になってございます。

それからもう一つ、相談支援事業のこのお尋ねがございましたが、こちらは外部委託をする形で、6名の相談支援専門員がその中に在籍しております。外部委託ということで、二つの市内の事業所さんのほうに、それぞれ3名ずつの相談支援専門員さんを配置いただいて、これは主に在宅の障害者の方々になりますけれども、直接御家庭を訪問して、いろいろな御支援であったりとか、相談をお受けして、その方の要望を、例えば仕事をしたいとかいう希望があれば、就労系の事業所のほうに一緒に御案内をして、その手続を進めるでありますとか、そういう具体的な個人への支援をするということで、委託事業で計上させていただいているものでございます。

○議員（井上勝博） 承知しました。相談支援事業業務委託のことなんですけど、これ私も知っている人がいて、かなりの量を抱えていらっしゃるようなふう聞いておまして、6名で本当に足りるのだろうか。一人の方がどれだけの相談件数を持っていらっしゃるかということもお尋ねしたいんですけど。

○委員長（永山伸一） よろしいですか。一人に対する相談件数、主幹のほうでお願いします。

○主幹（井上聡子） 事業所は2カ所、それぞれに3名ずつの相談員がおりますが、一人は市役所の窓口に出向という形で、窓口での相談支援のかなめになる職員を1名置いておりますので、地域のほうでは5名の相談員が実際相談という形で相談を受けております。

月々、毎回、実績の報告をしていただいているんですが、相談支援の件数といたしまして、1事業所3名いるところで、大体70件から100件の相談支援の実績が上がってまいります。もう一つの事業所につきましては、2名ですので、60件から70件程度が上がってまいります。なので、大体、月平均20から30、一人当たりの件数を家庭訪問もしくは電話対応。

この実績には上がってこない、ここは訪問と来所相談のみを実績に上げておりますので、これに付随して電話相談であったりとかいうものも、

数にちょっと見えてこない部分はありますが、4月から2月までの実績で、全相談数が1,729件上がっておりますので、そのような状況です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第2号 精神障害者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

○委員長（永山伸一） 次に、陳情第2号精神障害者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書を議題とします。

陳情文書表は、事前に配付してありましたので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

本陳情について、当局に資料の提供及び補足説明をお願いしてございます。

資料を配付しますのでしばらくお待ちください。

[資料配付]

○委員長（永山伸一） それでは、当局のほうから補足説明を、済みません、お願いします。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） それでは、本日お配りした資料に基づき、障害者手帳の所持により受けられる運賃等割引制度の概要について説明いたします。

まず、JRバスを除くバスの運賃割引については、3障害とも対象になっていますが、精神保健福祉手帳保持者については、1級と2級の保持者に限定されています。

それから、本市のコミュニティバスの運賃割引については、3障害とも対象となっています。

JRバスの運賃割引については、身体障害者手帳と療育手帳所持者に対象が限定されています。

JRの運賃割引については、身体障害者手帳と療育手帳所持者で、片道101キロ以上の利用者に対象が限定されています。

肥薩おれんじ鉄道の運賃割引については、3障害とも対象となっていますが、片道101キロ以上の利用者に限定されております。

有料道路の割引については、身体障害者手帳と療育手帳所持者に対象が限定されています。

航空運賃の割引については、対象者が身体障害者手帳と療育手帳所持者の12歳以上の方に限定

されています。

次に、船舶の運賃割引についてですが、甌島商船を含む県内20社の船舶のうち、18社については対象が身体障害者手帳と療育手帳所持者に限定されていますが、桜島フェリーとフェリーさんふらわあの2社については、精神保健福祉手帳所持者も対象となっております。

タクシー料金の割引、1割引きについては、3障害とも対象となっています。

また、これらの運賃等の割引については、法で定められているのではなく、国土交通省から事業者への通達等により協力依頼がなされているものでございます。これを受けて、事業者が独自に、またそれぞれの団体、協会ごとに一定の割引を行っているものでございます。

なお、参考までに本市の精神保健福祉手帳の所持者数について説明いたします。

平成27年4月1日現在ですが、1級、重度の方ですが、6名いらっしゃいます。2級の方は545人、3級の方は123人いらっしゃいます。

以上で説明を終わります。

○委員長（永山伸一） ただいま説明いただきましたけれども、これを含めて、それでは、これより質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

○委員（森満 晃） この陳情の願意としては、精神障害者の方も、身体障害者あるいは知的障害者と同等にということだろうと思うんですね。

それで、身体障害者というのは大体イメージが湧くんですけど、精神障害者、いわゆる統合失調症だとか精神病あるいは薬物的な部分なのかなど、そういうのに苦しんでいらっしゃる方、あるいは知的障害者としては、18歳未満の——人格が大人になりきれないというか、発達期の、そういう部分なのかと思うんですけど。その辺がちょっとわからなくて、その辺の違いですね。障害者と、身体障害者、知的障害者のその違的なものをももう少し詳しく説明をいただければというのが1点と。今、この運賃割引制度で見まして、精神障害者の場合はいろんな何らかの条件があるということで、精神障害者の方はこのほかにも何か、この運賃以外で、そういう手当だとか補助などがあるんですかね。

その2点をとりあえず、まず。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） 違いについ

ては主幹のほうから説明させます。

○委員長（永山伸一） まず、相違点について主幹のほうでお願いします。

○主幹（井上聡子） まず、身体障害の場合は、視覚、聴覚、平衡機能障害、音声、あと内部障害等も含めて、身体的なものと病気ですね。内部の障害のものが身体障害の対象となります。

それから、療育手帳につきましては、知的発達、IQとかDQというもので測定するんですけども、これは児童相談所のほうで一括して判定を行います。知的な能力についてIQ等の低下が見られる場合を知的障害というふうに呼びます。

それから、精神保健福祉手帳が取れる方について、これが多分わかりにくいところだと思うんですけども、先ほど言われました統合失調症であるとか、躁鬱、てんかん、あと、それから器質性精神病と言われるものであったりとかなんですけれども、ここら辺はわかると思うんですが、中には、先ほど言われました発達障害、発達障害の場合は精神保健福祉手帳に含まれます。

それから、認知症も精神保健福祉手帳に含まれます。

それから、交通事故等で、体は元気になったんだけど、脳が損傷したことで高次脳機能障害とかっていう脳障害等が出るんですけども、その場合も精神保健福祉手帳の対象になるというふうになります。

以上です。

○委員長（永山伸一） 相違点的についてはよろしいですね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） じゃあ、何か手当等の問題についてありますか。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久） その他の割引等についてですが、こちらで把握している分について説明いたします。

障害者控除については、精神障害者、精神保健福祉手帳をお持ちの方についても対象となっております。

それから、NHK放送受信料の減免についても、精神障害者保健福祉手帳の1級を持っていらっしゃる方も対象となっております。

重度心身医療費助成については、県の要領に基づき支給しておりますので、対象となっております。

せん。

以上です。

○委員（森満 晃）わかりました。そうしますと、この交通運賃割引制度は同等にということで、精神障害者との一番の大きなすみ分けというか、その部分はどんなふうに捉えたらいいんですかね。この運賃割引制度が身体障害者と療育についてはほぼ全部、障害者の場合はあるのとなないのという部分の一番の大きな違いというか、すみ分けという、その部分は。

○市民福祉部長（春田修一）私も、これ、資料で読んだ部分なんですけど、精神のこの手帳については、身体とか知的障害よりおくれた形で制度設計がなされてきているというようなこと等があった。身体とか知的の部分については先にいろんな制度が発したんですけど、おくれたというようなこと等で、こういう格差が出ているのではないかというようにちょっと聞いた記憶はありますが、それがなぜこういうふうに、片一方では、さっき言ったように、障害者の中の障害福祉法の中に入っていないながら、国の法律の障害者控除の中には入りながら、ほかのところには入っていないとか、何でそこに線引きをしたのかは、ちょっと私どもも正確なことはわからないというのが事実でございます。一番冒頭申しましたように、制度設計がなされた部分がおくれてきているというようなこと等が要因ではないのかなというように思っています。持っているところでございます。

○委員（森満 晃）わかりました。一番の要因は制度設計のおくれということなのか、その辺も含めた、この陳情の内容なのかなというふうに捉えました。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）では、質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（成川幸太郎）先ほどの説明を聞いてて、このいろんな交通機関の割引制度については、事業者がしているというふうに言われたんですけど、例えばこれを我々が受け入れたとして、この事業者に対して、精神保健福祉手帳保持者に対して割引をしてくれという要請はできるんですか。

○委員長（永山伸一）課長のほうで補足があれば。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）先ほども説明の中で申しましたように、あくまでも国のほうから事業者に通達等をお願いということでされておりますので、あとは事業者がされるかどうかの問題です。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。では、質疑は尽きたと認めます。

それでは、質疑を終了し、本陳情の取り扱いについて協議したいと思いますが、御意見ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）ありませんか。採決の方向でよろしいでしょうかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）それでは、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本陳情の趣旨を了とし、採択すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、本陳情は採択すべきものと決定しました。

なお、本陳情の採択に伴う意見書の提出の発議については、後ほど協議しますので、御了承願います。

以上で、陳情第2号に係る審査を終わります。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がございませうか。

○障害・社会福祉課長（宍野盛久）特にございません。

○委員長（永山伸一）では、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

以上で、障害・社会福祉課の審査を終わります。
御苦労さまでした。

△保護課の審査

○委員長（永山伸一） 次に、保護課の審査に入ります。

△議案第53号 薩摩川内市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○委員長（永山伸一） まず、議案第53号薩摩川内市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

○保護課長（小原雅彦） 議案第53号薩摩川内市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案その2の53-1ページをお開きください。

提案理由は、本会議において部長が説明いたしましたので、省略いたします。

本市では、平成22年2月1日に消費生活センターの設置の公告を行っておりますが、このたび、近年の高齢者等の消費者被害等を鑑み、平成26年6月に、地方消費者行政のさらなる充実強化を実現するため、消費者安全法が改正されたものであります。その中で、内閣府令に定める基準を参酌して条例を定めなければならないとされ、このたび御提案申し上げるものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一） 議会資料の説明はいいですか。

○保護課長（小原雅彦） ごらんとおりでございますが、第1条から第8条までされておりますが、中身的には住所の公告でありますとか、職員の配置、相談員の配置、人材処遇の確保、それから第6条で職員に対する研修、第7条で情報の安全管理等について定めているものであります。

以上です。

○委員長（永山伸一） 議会資料のほうのこの10ページの説明はいいですね。

○保護課長（小原雅彦） はい。

○委員長（永山伸一） わかりました。

ただいま当局の説明がありましたけれども、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 消費生活センターには資格試験合格を得た相談員を置くことになっているようですけども、今の体制の中でこれ対応ができるのかですね。これは数名置いて、人事がかわると、その資格者がいなくなるということで、これ専任でずっと置くことになるのかどうか。それとも、また来られた職員の方がこれを取っていくという形になっていくのか、その辺をちょっと確認しておきたいと思います。

○保護課長（小原雅彦） 規定に定める有資格者につきましては、薩摩川内市におきましては嘱託員を配置しております。そのうち4名、相談員として仕事をさせていただいておりますが、今、国が定める資格を持っている者は2名おります。

この改正等によりまして確保に努めるということでございますので、やはり確保、並びに同等の専門的知識を、技術を有する者と市長が認める者というのもございますので、やはり研修を深めながら、そういう専門的な技能の習得には努めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（永山伸一） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（永山伸一） 次に、審査を一時中止し

ておりました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○保護課長（小原雅彦） 予算に関する説明書の20ページをお開きください。

3款4項1目生活保護総務費、事項、生活保護管理運営費につきまして、89万1,000円の増額補正は、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う、本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて人件費を補正要求するもののうち、保護課分であります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（永山伸一） 次に、審査を一時中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一） それでは、同じく当初予算概要の69ページをお開きいただきたいと思います。

69ページの下段でございます。保護課につきましては、69ページの下段の部分と70ページの上段の部分でございますが、本市の保護世帯数につきましては、ほぼ変動のない状態と言っているのかなと思っておりますが、給付費につきましては、前年度の実績見込み等も勘案しながら、積み上げ方式で算定した結果、16億4,400万円を計上したところでございます。参考指標の中に、本年10月の被保護世帯数を書いておりますが、保護世帯として801世帯、保護人員で1,012名、保護率10.53%という形になっております。

次に、70ページの上段でございますが、生活困窮者自立支援事業につきましては、これは本年

度からの、平成27年度からの必須事業でございます。平成28年度におきましても2,446万7,000円の予算を計上させていただいたところでございます。

以上、簡単ではございますが、保護課の当初予算の概要の説明を終わりますが、この後、予算の詳細につきまして保護課長のほうで説明させていただきたいと思ひます。

○委員長（永山伸一） では、補足説明をお願いします。

○保護課長（小原雅彦） 保護課の平成28年度当初予算の内容について御説明申し上げます。

歳出について、予算調書の148ページをお開きください。

事項、市民相談事務費は、市民相談及び消費生活相談に係る経費で、事業費は307万9,000円でございます。経費の主な内容は、消費生活相談員一人分の雇用に要する経費、無料法律相談業務委託等に要する経費などです。

次に、事項、行旅病人等取扱事務費でございますが、県からの委託業務で、行旅病人等の取り扱いに係る県委託事務で、事業費は107万8,000円でございます。経費の主な内容は、身元がわからず引き取り手がない行旅病人等の葬儀等に要する経費です。

次に、149ページをお開きください。事項、生活困窮者自立支援事業費は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住宅確保給付事業、就労準備支援事業、学習支援事業などに係る経費で、事業費は2,446万7,000円でございます。経費の主な内容は、生活困窮に係る相談に際し、相談・助言などを行う相談支援員3人分の嘱託員の雇用に要する経費のほか、貧困の連鎖防止のため、子育て世帯に対し進路相談や子育て相談・助言などを行う就学・子育て支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費及び自立相談支援事業のうち、訪問相談支援・プラン策定などの業務委託等に要する経費などです。

次に、事項、生活保護管理運営費は、生活保護法の施行事務に係る経費で、事業費は1億4,255万3,000円です。経費の主なものは、被保護者の医療に係る要否意見書の審査を行う福祉事務所嘱託医二人分の報酬、職員17人分の人件費、社会保険診療報酬支払い基金への医療審査

支払手数料、生活保護システム保守委託料や、職員の社会福祉主事資格取得のための二人分の認定講習会負担金などであります。

次に、150ページをお開きください。事項、生活保護適正実施推進事業費は、生活保護業務の適正実施に要する経費で、事業費は1,366万2,000円です。経費の主なもの、生活保護に係る相談などを行う面接相談員二人、診療報酬明細書点検業務嘱託員一人、年金調査員一人、医療扶助に関する分析、重複受診調査などを行う医療扶助相談・指導員一人、犯罪履歴のある者などに同席対応などを行う適正保護推進員一人分、計6人の嘱託員の雇用に要する経費などであります。

次に、事項、被保護者就労支援事業費は、被保護者の就労支援指導援助等に係る経費で、事業費は200万4,000円であります。経費の主なものは、稼働年齢層にある被保護者の就労支援を図るための就労支援員一人分の嘱託員の雇用に要する経費であります。

次に、151ページをお開きください。事項、生活保護費は、生活保護扶助に係る経費で、事業費は16億4,400万円であります。経費の主なものは、被保護者に係る生活扶助、医療扶助に要する経費等でありまして、これだけで全体の9割を占めている状況であります。

続きまして、歳入について主なものを御説明申し上げます。予算調書の36ページをお開きください。

国庫負担金、民生費負担金、予算額12億2,643万7,000円は、生活保護負担金として、被保護者就労支援事業と生活保護の扶助費に要する経費と、生活困窮者自立支援事業費負担金として、同事業に要する経費で、国から4分の3の負担金を受け入れるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（森永靖子）148ページのこの行旅の病人等の医療費ですが、これは引き取り手のない人、これ一人分なんですか。

○保護課長（小原雅彦）それぞれ葬式に要する経費については、いわゆる亡くなられた方の状況にもよりますが、一応設計上、5人ほど予算措置

しているところです。

以上です。

○委員（森永靖子）今までもこういう形が何人かあったんですか。

○保護課長（小原雅彦）平成27年度でございしますが、現在、一人は確定しておりまして、今、二人目が微妙な状況でございします。ちなみに、平成26年度は1件、平成25年度は5件ほどございました。

以上です。

○委員長（永山伸一）ほかにございせんか。

○委員（森満 晃）この生活保護費で全体の16億のうち、国庫が12億で、もし数字がわかれば、国全体としてどれぐらい国庫の支出が出ているのか、その辺、わかりせんか。

○保護課長（小原雅彦）済みません、数字を持ってきておりませんので、後ほどまた御報告申し上げます。

○委員長（永山伸一）後ほど確認のほうをお願いいたします。

ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はありせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

説明があればお願いします。

○保護課長（小原雅彦）委員会資料の18ページをお開きください。消費生活相談について御報告申し上げます。

1番、消費者行政の基本的な考え方でありますが、資料のとおり、消費者の安全・安心を確保するため、消費者が必要とする情報提供や消費者教育・啓発活動の推進を図るとともに、消費者の苦情・相談を迅速、的確に処理し、消費者被害の未然防止と早期解決を図ることとしております。

2番目で相談体制でございしますが、生活支援相談グループにおいて行っておりますが、グループ長以下、職員2名、嘱託員4名、計6名で行って

おります。

相談実績、3番でございますが、表のとおり、通信・運輸に関するものが一番多く、次いで金融となっております。1月末現在で616件の相談を受けております。(2)で特徴をちょっと書いておりますが、相談者として、高齢者層による相談が多いこと。内容として、これは全体的な内容としては、携帯、パソコン、そういったものによるトラブル、相談が目につくこと。それから、やはりクレジット、消費者金融、債務に関する相談、そういったものが多いというような状況が見受けられます。

4番目で、広報・啓発活動といたしましては、消費者月間における川内駅等で啓発資料などの配布、それから広報薩摩川内、FMさつませんだい等で特集番組の放送、それから高齢者クラブなどへの出前講座を行いまして、未然防止活動、相談窓口の紹介等を行っているところであります。

5番目で、相談員の資質向上といたしまして、多様化・高度化していく契約トラブル等に対処する必要があるとしまして、国県等が主催する研修には積極的に参加しております。今年度、平成27年度では16回、延べ16人出席させております。

その他の相談であります。弁護士、司法書士によります法律上の相談の機会を設けておるところであります。件数等については、ごらんのとおりです。これらについては、無料で実施しているところであります。

以上でございます。

○委員長(永山伸一) ただいま説明がありましたけれども、これを含めて所管事務全般について質疑があれば、お願いいたします。

○委員(森永靖子) ここで関係があるかどうかわかりませんが、せんだって薩摩川内市で何か大口の振り込め詐欺にひっかかったという情報が入ってきましたが、ここで聞きましてよろしいのでしょうか。

○保護課長(小原雅彦) 内容によりけりですが、その内容でしょうか。

○委員(森永靖子) そういうようなことを把握していらっしゃるかなと思って。

○委員長(永山伸一) 報告できる事項があれば、お願いします。

○保護課長(小原雅彦) 大口の振り込め詐欺で

しょうか。済みません、ちょっとそれについては把握しておりません。

○委員(森永靖子) そうですか。高齢者が何か多額なお金の振り込みを言われて、薩摩川内市でその事実があったということが入ってきましたけど。ここでなかったら、よろしいです。

○保護課長(小原雅彦) 申しわけございません。そのことはちょっと把握しておりません。

○委員長(永山伸一) ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 質疑はないと認めます。
次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員(井上勝博) 資料によると、平成27年度165件、1月末現在ですから、4、5、6、7、8、9、10と、こうやって、月、例えば5件とか、1回の相談会で5件か6件という数字だと思うんですね。少し少ないのかなという感じがするんですけども。例えば、場所をいろいろ移動するとか、何かそういう工夫などをされて、件数をふやすことも必要なんじゃないかと思うんですが、どういうお考えがありますか。

○保護課長(小原雅彦) 相談件数の、その他の状況のことでよろしいでしょうか。

○委員長(永山伸一) あくまでもこれは消費生活相談の件です。

○保護課長(小原雅彦) 相談につきましては、来所のほか電話でもお受けいたしておりますので、その機会を御利用いただければよろしいかと思えます。

以上です。

○議員(井上勝博) 要するに1回の相談会で、一日やられているわけですよ。その中で5件か6件ということになるわけですよ。それがちょっと少ないような気が。

○委員長(永山伸一) 井上議員、今のは消費生活相談じゃないんですか。

[「弁護士依頼の件」と呼ぶ者あり]

○委員長(永山伸一) 弁護士依頼の件、ごめんなさい。済みません、弁護士依頼、無料相談の件だそうですね。お願いします。開催箇所等がわかれば、そこら辺、御報告いただければ。

○保護課長(小原雅彦) 申しわけございません。弁護士相談につきましては、月3回、実施しております。大体1日6人ぐらいが限度でございます。

司法書士さんも、無料法律相談でございますが、月に1回実施しておりますので、このような数字になっているようであります。これについては、もう事前に相談を受けまして、オーバーするようであれば、私どもが調整しておりますので、無理のない状況があるというふうに現場では感じております。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。以上で、保護課の審査を終わります。御苦労さまでした。

△子育て支援課の審査

○委員長（永山伸一）では、次に子育て支援課の審査に入ります。

△議案第54号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）まず、議案第54号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）お手元の議案つづりその2、54—1ページをお開きください。

議案第54号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明したとおりでございます。

改正内容につきましては、市民福祉委員会資料で説明させていただきます。市民福祉委員会資料本編の19ページをお開きください。

まず、1、概要についてです。（3）子どもの定義を、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者といたします。（4）対象者は、従来の中学生までの子どもから、高校生までの子ども及び18歳までの働いている少年などが対象となります。

16歳以上18歳までの子どもの数は、2,821人で、このうち生活保護世帯及びひとり親家庭医療該当者を除いた2,272人が該当者になります。

県内の子ども医療費助成実施状況につきましては、小学校就学前から18歳まで、各自治体さま

さまでございますが、18歳までの助成を行っている市は、出水市、曾於市、志布志市の3市でございます。

なお、条例の施行期日につきましては、医療機関等との調整等を要しますので、平成28年9月1日を予定しております。

以上で、議案第54号薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）今の医療費の無料化の関係でしたけど、概要の77ページで説明いただければいいと思うんですが、これまで中学生までが医療費の無料化で、今回、上乘せ分ということで、その全体の金額と、その上乘せ分の金額をちょっと説明いただければありがたいです。

○子育て支援課長（知識伸一）ここ数年をちょっと見てみますと、決算額がおおむね——申しわけございません。平成26年度決算で3億1,600万ぐらいでございました。これが高校生までをいたしますと、2,000万ぐらいふえるということで、平成28年度は扶助費が3億4,891万6,000円ぐらいになるんじゃないかということで、半年分を計上してございます。

以上でございます。

○委員（福田俊一郎）9月から2,000万ですね。

○委員長（永山伸一）平成28年度においてはですね。

○委員（福田俊一郎）上乘せが2,000万。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。

○委員（福田俊一郎）はい。

○委員長（永山伸一）ほかにございせんか。

○委員（森永靖子）意見でも何でもなかったんですが、よかったなって思うことです。

最初、この乳幼児医療費無料化から始めたときに、薩摩川内市によそから引っ越しをしてこられた赤ちゃんを持っておられる母親が小児科を診察されて、そのまま帰られて、会計のほうで追っかけていって、「もしもし、治療代ください」と言ったら、「薩摩川内市はそういうのが要るんですか」ということから始まって、関小児科の事務

長の先生が呼ばれて、このことが始まったという思いがあるんですが。よそではそういうのが始まっているんだなということを改めて、まだ川内市のときに気づかれて、阿久根市がいち早く取り組んでいるということで、阿久根市までお尋ねして、始まったという経緯があるもんですから。関小児科の力を得ながらここまで来て、18歳までになったのだなという思いがあって、今、全体の医療費が3億を超えるまで行ったということで、非常に皆さん助かっておられるということなので、ありがたいことだなという、意見でも何でもないんですが、よかったなという思いで話しています。ありがとうございます。済みません、どうも。

○委員長（永山伸一）思いを述べていただきました。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から質疑はございませんか。

○議員（成川幸太郎）今、森永委員のほうからあったように、18歳まで延長されたというのは非常にありがたいことなんですが、森永委員の話の中にもいろいろありましたように、よそから来られた方が小児の病院に行くと、お金も払わずに帰られるというぐらい、実際に立てかえ払いをしなくてもいい町村も出ていますし、県外でも相当あると思います。事務の簡素化という面でも、逆に言えば、当局の事務の簡素化にも相当、全部、病院に一元化すれば、支払いが各個人じゃなくて病院に一元化できるし。実を言うと、二、三日前、病院の先生にも相談してみたら、そのほうがずっと楽だと思いますよねというような、ある病院の院長先生ですけれども、言われてました。

結果的にそういう、完全にこの医療の補助が立てかえ払いをしなくていい制度にすることはできないんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）県の子ども医療費のシステムを実は利用をしておるところでございます。

今、九州で8県中6県が、今おっしゃいますお金を払わなくていい方式なんです、鹿児島県は償還払い方式と申しまして、いろいろ今までは国のほうが、もうお金を払わなくてよければ、多受診といえますか、医療費がかさむということで、

そういう形で今までしてきたところなので、私もちょっとよくは知らないんですけど、県議会でも毎回のように議題に上がっているところで、今後は県のほうがまた改修していただければ、うちのほうも検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（成川幸太郎）県内でやってる町村は全然ないんですか。

○子育て支援課長（知識伸一）ございません。県のシステムをどこも使っております。

○委員長（永山伸一）春田部長、補足をお願いします。

○市民福祉部長（春田修一）これについては、今、課長のほうが説明したとおりでございますが、国のほうでも子育て支援という形で厚労部会ですかね、その中でいろいろ論議がなされているようでございます。ただ、本県がしない部分は、例えば現物給付化にしてしまいますと、医療費が上がるといような国のほうでは考え方を持ってます。

これが中学校以上になると15%ふえるというようなことで、国保の調整交付金が15%カットというのが今の制度上あるところでございます。

国保運営の中でも非常に苦しい状況の中で15%の負担金がカットされると非常に厳しいということで、県、市長会のほうでも、この部分の撤廃をしてくれというようなこと等で、今国のほうには上げているところがございます。

ただ、今情報では、国のほうでは、小学校までですかね、就学前かどっちかだったんですが、そこまでなら影響が700程度になるので、そこまでは認めようかというような話がちょっと出てるようでございますが、それらを見きわめながらしていけないといけないだろうと思っております。

特に、うちどもは国保の補助金の負担金の話もでございますが、県の補助金もいただいているということがございますと、どうしても県の補助金をもらわないと苦しい部分等も、財源的に苦しい部分がございますので、先ほど課長が言ったように、国・県の動向を見ながら私どもとしては対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

これより、討論採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第87号 薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（永山伸一）次に、議案第87号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

補足説明をお願いします。

○子育て支援課長（知識伸一）お手元の議案つづりその3、87—1ページをお開きください。

議案第87号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

提案理由につきましては、本会議で部長が説明いたしましたとおりでございます。

改正内容につきましては、議会資料で説明いたします。1ペーパーの子育て支援課の議会資料をお開きください。

まず、2、改正内容についてです。小規模保育事業所A型及び事業所内保育事業を行う事業所における保育士の数について、国の保育士等確保対策検討会での検討を踏まえまして、待機児童を解消し、受け皿拡大が一段落するまでの間、以下の特例を設けることとなりました。

一つ目といたしまして、朝夕の保育士配置の要件弾力化です。小規模保育事業所等においては、保育士を2名以上配置することになっていますが、乳児、または幼児の年齢別の配置基準を超えて保育士を配置している時間に限って、保育士のうち1名を子育て支援研修を終了した者等の保育士の資格を有しない一定の者をもってかえることを可能といたしました。

二つ目といたしまして、幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用です。小規模保育事業所等における必要保育士数の3分の1を超えない範囲で、幼稚

園教諭、小学校教諭及び養護学校並びに保健師、看護師、准看護師を保育士にかえて活用するものでございます。

三つ目が研修代替要員等の加配人員における保育士資格要件の弾力化でございます。小規模保育事業所等において11時間開所で、保育士一人当たり、最長8時間労働としていること等によりまして、省令上必要となる保育士を追加して雇い入れることが必要となる保育士について、子育て支援研修を終了した者等の保育士の資格を有しない一定の者にかえることが可能となりました。

今回の条例改正で、対象となる事業所は、小規模保育事業所A型で、大王児園と、のびのびっこ託児所の2カ所、事業所内保育所では、市民病院のちゅうりっぷ園の1カ所となります。

また、建築基準法が改正されましたことによりまして、同項を引用する設備基準における屋内階段の取り扱いの改正、これにつきましては、4階以上の建物に設置された小規模保育等の設備基準の改正で、本市におきましては、現在、該当事業所はございませんが、省令改正に合わせて今回改正するものでございます。

最後は、施行日は、職員配置の特例を設けるものにつきましては4月1日、設備基準につきましては6月1日となります。

以上で、議案第87号薩摩川内市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員による質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題といたします。

補足説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第61号一般会計補正予算、子育て支援課分について御説明を申し上げます。

第8回補正の予算に関する説明書19ページをお開きください。

3款3項児童福祉費1目児童福祉総務費は60万4,000円の増額補正で、人事院勧告に基づくもので、給料、職員手当等及び共済に関する補正でございます。

以上で、議案第61号一般会計補正予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

委員外議員から質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

以上で、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会付託分について、質疑が全て終了しましたので、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと認めることに決定しました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（永山伸一）次に、審査を一時中止しておりました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

まず、部長に概要説明を求めます。

○市民福祉部長（春田修一）それでは、当初予算概要につきまして、黄色の当初予算概要に基づきまして、御説明させていただきたいと思っております。

ページとしましては70ページからでございます。70ページの中段でございます。ファミリーサポートセンター事業、これにつきましては、平成28年度から家事援助も、県内でも何カ所かはやられているんですが、本市でも家事援助も対象とできないかというようなこと等で今チラシ等をつくりながら、お任せ、あるいはそういう会員の募集を今かけているところでございます。

次に、あけていただきまして72ページでございます。上段でございますが、地域子ども子育て支援事業におきましては、地域子育て支援センターの新設補助ということで、新たに2カ所、支援センターを立ち上げるというようなこと等がございまして、その分の補助を新たに計上させていただいております。

中段でございますが、児童福祉施設整備事業、これについては債務負担行為等をお願いしている部分でございますが、保育所及び認定こども園、各1園ずつの整備を進めるものでございまして、定数が2号、3号で46名、1号で9名の増という形で来年の4月にはふえる予定であります。

その関係で、現在も待機児童の問題等がまだ解消されておりませんので、国のほうの予算の内示を受け次第、できますれば補正でお願いしたいというふうには考えているところでございます。

あけていただきまして73ページ中段でございます。利用者支援事業でございますが、これは、新たな事業でございます。これにつきましては教育・保育施設、あるいは地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートするもので、子育て支援課内に子育て支援員を新たに配置しようとするものでございます。

ただ、将来的には母子保健のほうとも連動と申しますか、一体化できればということで、今、市民健康課のほうにも先進地研修とか、そういう旅

費を計上させていただいております、将来的には子育て支援の相談と母子保健の相談が一体的にできないかということも今後の研究材料としているところでございます。

次に、下段でございますが、保育対策総合支援事業、これも国の新たな制度でございます、保育士の補助を行う者を雇用する保育所に対しまして補助を行うものでございます。

次に、74ページでございます。中段、児童館費、これにつきましては、運営補助法定分としまして21カ所を計上させていただいております。本年度4月1日に新たに1カ所、平成27年の年度途中で2カ所が新設されております。そのほかにも、今、相談等が2カ所ほど来ているところでございますので、そこが平成28年度中に開設の運びになりますと、これまた補正予算のほうで計上をさせていただければありがたいというふうには考えております。

最下段でございます。保育所運営費、これにつきましては、丸のところでございますが、県の多子世帯保険料軽減の対象外となっております18歳未満で3人以上の子どもがいる世帯につきまして、保育料の負担軽減を行いたいということで考えております。予算を計上させていただきますが、認定こども園、小規模保育所につきましては、施設のほうで保育料を徴収しますので、補助金という形で予算を計上させていただき、保育所につきましては、本市のほうに保育料が入ってまいりますので、その分の軽減と、減額というような形で予算上は措置させていただいているところでございます。

ただ、国のほうで、貧困対策、あるいは低所得者対策という形で所得制限を設けながら制度設計を今進めてございますが、本市のこの制度はそれ以外の部分を対象としている部分でございますので、国の状況等には影響されないというふうに考えております。

次に、75ページの上段でございますが、へき地保育所運営事業ということで、里保育園、これは社協のほうに指定管理をいたしております。そして、下甌のへき地、青瀬でございますが、これは直営でやっております、このへき地保育所の運営事業としましても1,848万8,000円を計上させていただきました。

最後になりますが、77ページ、先ほど条例のところでも若干御説明、御質疑が挙がったところでございますが、子ども医療費助成事業費として、今回18歳未満に拡充したいということで、それに伴います予算としまして、3億7,144万9,000円を計上させていただいたところでございます。

この後、詳細につきましては、子育て支援課長のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

○委員長（永山伸一）引き続き、御説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算中子育て支援課分について、まず歳出から御説明申し上げます。

予算調書の152ページをお開きください。事項、児童福祉管理運営費は、児童福祉法の施行と子ども・子育て支援法第59条に定められた子ども・子育て家庭等を対象とする事業に係る経費3億4,279万1,000円で、主なものは、右側に記載のとおり、育児支援・相談等の行政事務及びファミリーサポートセンターの業務に係る嘱託員4名と、子ども・子育て支援会議委員14人の報酬、一般職12人の人件費、病児保育事業、地域子育て支援センター事業業務委託等のほか、さまざまな保育ニーズに応え、障害児保育、延長保育、一時預かり事業を実施する保育園に対する補助金ほか7件の補助金でございます。

次は、事項、児童福祉施設整備費は、待機児童の解消を図るため、定員の増や新規の施設整備に係る経費1億7,561万6,000円で、平成27年度債務負担行為設定分の2施設分でございます。

1カ所目は、平成27年度から実施しております国の保育所等整備交付金を活用した、川内すわ保育園の大規模改築事業に対する補助金でございます。

2カ所目は、これも平成27年度から実施しております国の保育所等整備交付金を活用した、入来町にございます認定こども園びばあの増改築事業に対する補助金でございます。

いずれも平成28年度に完成予定でございます、完成いたしますと、川内すわ保育園の定員が30人の増となり、びばあの保育所部分である2号、3号認定の定員が16名の増加となります。

円となります。保育園児につきましては、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に二人目は半額、三人目はゼロ円ということになります。

3番目といたしまして、県の保育料負担軽減制度は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童3人以上を扶養し、そのうち第3子以降が保育園、幼稚園などに入所している世帯で、かつ市民税所得割額が9万7,000円未満の世帯が対象ですが、一定額以上の所得がありますと保育料軽減対象にならない状況となっております。

このため、この県の保育料負担軽減制度の所得制限をなくしまして、県の制度の対象外となっている世帯に対し、補助を行うということでございます。

次の21ページをお開きください。

目的といたしまして、保育料算定におきまして、年少扶養控除33万円が廃止されましたことにより、多子世帯の保育料負担割合が高まってきておりまして、大きな問題となっております。

また、市の総合戦略におきましても、施策で「子どもを持ち、育てやすい環境サービスの充実」を掲げておりまして、多子世帯の保育料軽減は目標となっております。

5番目、保育料軽減によります効果につきましては、幼稚園児は、対象児童が88人、金額で461万5,000円、保育園児につきましては、対象が273人の3,304万9,000円を見込んでおります。

平成28年度保育料の2号認定、保育標準時間の負担の例をその下にお示ししてあります。各世帯の所得に応じまして、Aの生活保護世帯からD6の世帯まででございます。

その下のB01からD01の世帯は、従来の県の保育料負担軽減制度を活用することとなります。その下、D02からD6の世帯が今回の対象となるということになります。

なお、先ほど年少扶養控除33万円の廃止の御説明をいたしましたが、例えば、D01階層で控除を適用された方が、この年少扶養控除が廃止されたことによりまして、所得は変わらないんですけど、例えばの話ですけど、D04階層へ移行して負担が大きくなるケースが出ております。

この問題解決と市の総合戦略基本目標である「子育てするなら薩摩川内」の子育て世帯への負担軽減のため、今回お願いするものであります。

なお、D02階層で説明いたしますと、第3子以降1番目は3分の2に軽減されまして、徴収基準額が2万5,700円のところが1万7,140円となりまして、第3子以降2番目では4分の1に軽減され、6,430円となる予定でございます。

なお、今回は国の制度改正を反映していない現行制度で試算してございます。国によってまた制度がちょっと変わる可能性があるということです。

以上、保育料の多子世帯軽減についてでございます。

済みません、戻っていただきまして156ページ、予算調書です。事項、母子福祉対策事業費は、ひとり親家庭等に対する援助に係る経費7,697万6,000円で、経費の主なものは、ひとり親家庭等医療費助成に係る医療費集計機関審査手数料、母子寡婦福祉会運営費補助金、そして、母子寡婦家庭自立支援給付金は、就業に必要な能力開発や資格取得の支援を行うもので、自立のための教育訓練等を受けた母親等に支給するものでございます。

また、ひとり親家庭等医療費助成は、母子・父子世帯及び父母のいない子どもを養育している家庭の医療費を助成するものでございます。

あけていただきまして157ページ、事項、児童扶養手当福祉費は、父母の離婚などによりひとり親となった父または母、あるいはこれらにかわる児童の養育者に対しまして支給される児童扶養手当給付に係る経費5億1,000万円でございます。全額手当総額でございます。

事項、母子生活支援施設措置費は、ストーカーや暴力、DV、生活困窮といった問題を抱える母子の生活支援施設への入所措置に要する経費300万円で、全額扶助費でございます。

あけていただきまして、事項、子ども医療費助成費は18歳までの子どもに係る医療費の自己負担を全額助成する経費3億7,144万9,000円でございます。

医療費集計機関等審査手数料と医療費助成の扶助費、県の補助対象事業分と18歳まで無料とする市の単独分、それぞれ記載の金額のとおりでござ

ざいます。

以上、歳出でございます。

引き続き、歳入の主なものについて御説明申し上げますので、予算調書の37ページをお開きください。

負担金、民生費負担金4億1,883万5,000円は、児童福祉費負担金で、保育所保護者負担金、保育料が主なものでございます。

一つ飛んで国庫負担金、民生費負担金2億6,202万3,000円は、児童福祉費負担金で、児童扶養手当、保育所運営費、児童手当等に充てるものでございます。

次の国庫補助金、民生費補助金3億8万6,000円は、社会福祉費補助金及び児童福祉費補助金で、保育所等整備交付金、母子家庭自立支援給付金事業補助金及び児童クラブ、地域子育て支援センター事業などの13の地域子ども・子育て支援事業に充てる、子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

国庫補助金、教育費補助金598万6,000円は、幼稚園費補助金で私立幼稚園の就園奨励費補助金でございます。

あけていただきまして38ページ、県負担金、民生費負担金8億7,750万2,000円は、児童福祉費負担金で、保育所運営費、児童手当等に充てるもの。

次の県補助金、民生費補助金1億5,253万1,000円は、児童福祉費補助金で、ひとり親家庭医療費助成事業、児童クラブ運営等に充てる子ども・子育て支援交付金が主なものでございます。

次の県補助金、衛生費補助金4,711万9,000円は、保健衛生費補助金の乳幼児医療費補助金でございます。

以上で、平成28年度薩摩川内市一般会計予算中、子育て支援課分についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（永山伸一） ただいま説明がありましたが、まだこれから質疑も含めて三、四十分かかりそうですので、ここで休憩します。

再開はおおむね13時といたします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

**○委員長（永山伸一）** それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中、当局の説明を受けましたので、これより質疑に入りたいと思います。御質疑願います。

**○委員（森満 晃）** 済みません、新規事業のほうの保育対策総合支援事業の対象保育施設を、これ25保育所ということで、これは保育士の補助を行うもの、雇用をする保育所に対して補助をということなんですけども。これは人員的に保育園の規模だとか、そういう部分で1名ないし2名ということでもいいんですかね。

**○子育て支援課長（知識伸一）** これは、保育園だけに今度新しくある制度なんですけど、保育士さんが結局いろんなことをされて忙しくて、なかなか業務が追いつかないということで、次の日の準備ですとか、事務的なもの等を臨時の職員さんを雇ってそういう形をしていただければ、その分について補助をしますよということ——1園につきまして、とりあえず1名を予定しております。

以上でございます。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。ほかにございませんか。

**○委員（上野一誠）** 今後の動向という意味で、保育園と認定こども園、その動きですけれども。2施設を待機児童の解消で、いろいろ新改築やるんですけど。流れ的には保育所という一つの位置づけと、認定こども園という幼保連携を含めたそういうものが、今後の経営のあり方としては、保育所も児童園よりは少なくなる中で、対応を今後していくとするならば、認定という一つの捉え方のほうがより賢明なかなあと、そういう気がしないでもないんですが。そういう意味で申し込みもいろいろあって、待機児童のそういう率も考えながら、それぞれ改築していかれるのが現状だと思うんですけど。今後含めて、今のそういうスタンスの置き方として、どう判断をしていく方向にしたほうがいいのか、ちょっと当局としてどう思いますか。

**○市民福祉部長（春田修一）** ここ5年ぐらいにつきましては、出生者数は減少してるんですが、今、委員おっしゃいますように、絶対数は少なくなってきております。

ただ一方、これまでずっと整備を進めても、

600超近い定数をふやしているんですが、待機児童が出てるといことからすると、やっぱり働く女性というんですか、社会進出されている女性が多くなったことによる。定数をふやしても待機児童が出てるとい状況があると思います。

保育園か認定こども園かということになりますと、それぞれの経営者の判断になりますが、私どもとしましては、国も認定こども園を進めておまして、私どもの子ども・子育て計画の中では、認定こども園化を進めたいということとしております。

その理由としましては、2号、3号と1号の違いで、例えば4月の時点では、保育にかかる状態があったにしても、年度途中で失業とか、あるいは何らかの事情でやめざるを得なくなってしまうと、保育の必要性がなくなってしまうと、退園をしていただくこととなります。そうすると、子どもが今まで通ってた部分が通えなくなるとか、いろんなそういう問題があります。

そうすると、認定こども園でございますと、2号から1号という形が変わることができて、今までどおりの形で通園ができるという部分もあると思います。

ですから、多様な家庭の事情によりまして、保育・教育ということができないのではないかというのが1点と、もう一つは、周辺部におきましては、定数割れが生じてきてまして、定数を減にするところも若干このごろ出てき出しております。

そういうことから考えますと、保育園を預かってる私どもとしましては、認定こども園になることによって、1号の方も受け入れ等できるということを考えると、保育園の運営等考えた場合に、周辺部については、やっぱり認定こども園化というのが必要なのかなという思いはします。

ただ、教育委員会の所管の中に公立の幼稚園がございますので、そこの絡みがございますので、そうすべきだということとは言えないところがございますが、保育所の経営者の運営とかいろいろ考えたときには、今後の進め行く道としては、認定こども園というのも一つの方向性ではないのかなという思いは持っているところでございます。

以上でございます。

○委員（上野一誠）国も例のメールの発信から、保育園が近いとか、いろいろ今、国会にまで取り

上げられて、そういう待機児童を含めて、環境、これは少し動いていくというふうに思います。

今度の一部改正の条例の中でも、保育士配置の弾力化ということで、いろいろ資格の問題を弾力化していくという流れが、こういうふう動いていくのもあるので。いろいろ保育所で計画しちよったつけど。認定に変えていくとか、いろんなこういう動きもあると思いますので、当局にも弾力的に、またいろんなそういう角度から環境づくりについても、ぜひ一つ努力、御尽力をいただきたいというふうに意見として申し上げておきます。

○委員長（永山伸一）意見、要望であります。

○市民福祉部長（春田修一）今、平成26年度までは教育委員会で管轄していた私立の幼稚園につきましても、認定こども園にしたいということで、4カ所ですかね。4カ所が、市内の中でも認定こども園化がされてます。

それと、先ほど言いましたように、周辺部の中でも、本年、びばあ園という形で入来 of 保育園が認定こども園化を図っておりますが、私どもも果たして保育料の差、格差等もございますので、どうなんだろうかという心配をしましたが、先ほど課長のほうも説明しましたように、15人に定数をふやすというような形で、かなり申し込みが多いようで、それは先ほど言ったように、就業形態に応じて、例えば、2時までしか幼稚園の場合、預かれませんので、どうしても幼稚園に預けるのが一般的になってるところでも、どうしても仕事をやめられない、途中で帰れないというようなことで、多少保育料が高くて、認定こども園のほうに申し込みをされてる方とか、いろいろあるようでございます。

そういうことからしますと、保護者のニーズをつかみながら、私どもも今、委員おっしゃいますように、環境整備という形で、保育園の運営ということだけではなくて、子どもを持たれる親御さんの環境という形で、子育てしやすい環境という形でどうあるべきかということを考えながら、各園のほうともお話をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（永山伸一）よろしいですね。ほかにございませんか。

○委員（福田俊一郎）今回の保育料負担軽減については、年少扶養控除を廃止されて、子育て支

援課分の新たな制度として構築して下さったわけで、大変ありがたいなと思ってます。

そもそも、もう20年前に年少扶養控除が廃止というようなことで、子ども・子育て、子ども支援ですか——何でしたっけ、子ども手当に変わって、当初はもう相当な金額があったんですけど、今もう微々たるもので、子育て世帯、本当に大変だと思うんですね。

したがって、市税はふえたものの、その市税の持っていき先が本当に子育てに使っていただければということで、今回こういうふうな形になってよかったですけれども、そこで1点聞きたいのは、先ほど認定こども園の話もありましたけれども、その施設型給付を選ばずに、就園奨励費のままで運営している幼稚園が1園あるようですが、これ何か理由があるんでしょうか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今、薩摩川内市内に5カ所、私立の幼稚園があったんですが、それが4カ所、平成28年度から認定こども園というふうになりまして、残りが1カ所になるんですけど、そちらにつきましても、施設の形態が認定こども園になりますと、給食の関係等々いろいろ出てくるものですから、もう将来的には施設型給付へ、認定こども園に移りたいということで考えておられるんですけど、その時期を今考えておられる状況でございます。

**○委員（福田俊一郎）** 申しわけないんですけど、委員会資料の先ほど20ページの説明をいただきました、この「国・県の保育料保護者負担軽減のイメージ」で、今、説明いただいたんですけど、これちょっとよくわからないところがあるんで、もう一回。

この幼稚園の小3は第1子からということ、小学校に入ってからもと。

でも、保育にかかる児については、もう保育園にいる子から第1子、第2子、第3子ということなんですが、今それと含めて、第4子とか、そういう子ども、第5子とか、そういう子どもについてはどうなるのかも含めて説明を。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 済みません、私もちょっと説明が足らなかったところがありました。その20ページの表をちょっと見ていただきたいんですけど、まず幼稚園につきましては、今の制度でございます、小学校の3年から3歳ま

でってことで、この理由が、幼稚園は3歳から入りますので、3歳から小学校の3年までということになります。その範囲におられたお子様の数をカウントして、2人目半額、3人目無料という形になります。

保育園の場合は、ゼロ歳児から入りますので、そのゼロ歳から就学前、ここで3年の差がつきます。同じように保育園の場合も、2人目半額、3人目無料という形になります。

県の制度は18歳より下で、例えば3人のお子さんが、高校生がおられて、中学生がおられて、保育園がおられた場合は、その3人目のお子様は3分の2という形になります。4人おられた場合があります。高校、中学、小学、保育園とかなった場合は、その4人目さんは4分の1の25%でいいよという形になります。

あとは子どもの数に応じて、以降、同じような形になるんですけど、今後は、今、国が考えておられるのが、年収が幼稚園に対しては330万より下の世帯、それから保育園につきましては、360万より下の世帯は保育料を同じような形で、年齢をもう考慮せんというような形で今審議をしているんですけど、まだちょっと。多分そうなると思うんですけど、まだちょっと確定はしていないという状況でございます。

そういうふうな形で、21ページのほうで、結局4人お子様がもしおられたとしますと、Dの02階層、9万7,000円から12万1,000円の世帯に市民税の所得割を払われている方は、3人目、4人目が保育園に入っているとしますと、3人目が1万7,140円、4人目が6,430円ということで、二人合わせても一人分より少なくなると、こういうふうな形で保育料を軽減するように考えております。

以上でございます。

**○委員長（永山伸一）** よろしいですか。ほかにございませんか。

**○委員（森永靖子）** 病児・病後児保育についてですが、医師会との交流会があったときに、関先生のほうから、ちょっと大変だよって、何かもって考えてもらえないかなあというような話をちょっと漏らされたんですが、今後もやはりふやしていくっていうお考えはないですか。大変ですかね。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 平成26年度の

決算の数なんですけど、委員おっしゃいますように、ぐうちよきぱーの関小児科さんが今1カ所あります。

年間で、1,381人実績がございました。うちの補助として、1,760万ほどしてるんですけど、当初この制度を始めるときは、二千何人というような形で始まったところがございます。

国のほうも、ちょっと若干お金がどこも大変だつてことで、上げる方向では検討してるみたいなんですけど、やはりふやすとなると、今度はこの人数がふえるのかもしれませんが、半分になったときに、何と申しますか、経営的なものもありますので、今のところは関先生に、多分このお金だけじゃなかなか難しいと思うんですけど、市のためを思ってやってらっしゃるところがあると思います。

この申し込みをされるのは、結構多いみたいなんですけど、前の日とかに、もうよかったとかというキャンセルなんかも結局あって、そういうときに看護婦さんを雇わないかとか、そういういろんな問題が出てくるものですから、やっぱりなかなか経営的にはちょっと大変なところがあるんじゃないかとは考えております。

以上でございます。

**○委員（森永靖子）** はっきり赤字みたいな感じでした。また話をしたいと思います。

もう一点は、先ほど説明がありました、このファミリーサポートセンターの家事支援のことで、この資料をいただいたのが産前産後の家事支援ということで、これ4月から募集をされてやっていかれるってということですか。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 家事支援につきましては、今検討段階でございます。

第1段階といたしまして、まず家事をやっていただく方を確保しなきゃいけない。それから、第2段階が、家事をお願いする方ってということで、会報誌を、今、出しておるんですけど、ちょうど3月にそういう形で、薩摩川内のほうも家事の支援をしますので、登録をされる方はいらっしゃいませんかということで、今投げかけをしている状況でございます。今後なかなか4月1日からというのは難しいんですけど、そういう形で会員を登録しまして、逆に今度はお願いをする方が出てきたときにまた、実際の事業が始まるというふう

に考えております。いましばらく、ちょっと時間がかかると思っております。

**○委員（森永靖子）** 母子手帳を交付されるときに、よく保健センターに行っていると、そういう要望があったりしてるので、何回かこの話をしたことがあったんですが、なかなか踏み切ることができなかったみたいでしたけど。今回このお便りをいただいて、こういうことに取り組みれるってということで、たくさんの方が応募していただけるように、また努力してほしいと思いますし、いろんな形でまた支援ができればと思います。

**○委員長（永山伸一）** 意見、要望であります。ほかにございませんか。

**○委員（中島由美子）** これまた難しいことなんですけど、放課後児童クラブの指導員の関係で、何年か前から資格ってということで、国が全国一律の資格を取らせるように、本市もやってるわけですが。その確保がなかなか、ハローワークに出しても、やっぱり時間帯の関係、また報酬の関係等で合わなくて、出してもなかなか来てくれ手がないってことを聞くんですけども、そのあたりどんなふうにご検討されているか。

今、どんどん児童クラブもふえてきて、21カ所になるってということで、どこも苦慮しながら指導員確保をされてるんだろうなと思うんですけども、どんなことを考えていらっしゃるか、ちょっとお聞かせください。

**○子育て支援課長（知識伸一）** やはり国のほうも、放課後児童クラブをたくさんつくらないかんということで力を入れてるんですけど、平成27年度に単価改正がございまして、今までの単価より大分上がった額で、額改定がございました。

その理由の大きなものの一つとして、指導員さんの処遇改善、お給料を上げたいということで、そういう形では、昨年といたしますと、大分金額的には上がっていると思います。

ただ、それが、ハローワークに出されたとき、ほかのところとってなると、また難しい問題ですけど、国のほうもだんだん段階的に上げる方向では考えておると思いますので。

あと、あわせて子育て支援員研修制度っていうのがことしから始まったんですけど、鹿児島県が6日間ぐらいかけてやったんですけど、26名ほどの薩摩川内から申し込みがあって、そのう

ち今見ますと、放課後児童クラブの指導員さんが、10名ぐらいは参加されてますので、今後はまたふえていくんじゃないかと思えます。

今、児童クラブが20ありますので、その中に4名、5名いらっしゃるわけですので、その方々が全員受けられたら、またよりよい保育ができるんじゃないかと考えております。

以上でございます。

**○委員（中島由美子）** まあ、わかりました。単価も上がって、大分いい面もあるっていうのは聞きました。

ただ、資格を取ったりするのも、なかなか一人ずつ、各児童クラブの中で一人ずつとか聞いたので、一気に研修に行けないっていう、そこもどうなのかなあという話もちよっとあつたりして。一気に行かれると、また運営が大変な面もあるんでしょうけど、資格がないと金額も上がっていかないというような、何かいろいろあるかなあと思いつながら。ちょっと難しいんですけど、何とか若い人たちが、やっぱりきのうもちょっとその運営委員で話をしていましたら、こういう仕事に携わるのは、もうやっぱりリタイアした人たちっていうか、60を過ぎてからじゃないと、なかなか若い人たちがこれだけで生活できないよなあ、みたいな声になってきてるので。これは国も考えていけないといけないことなんですけど、若い人たちも本当に子どもが好きで、保育園、幼稚園、そうじゃない場所で、こんな場所でも働けるよ、みたいなのができたら、またこの薩摩川内市に若い人たちが残る仕事の場になるのかなあと思ったりしますので、ここは難しいんですけど、また検討していただければと思います。済みません。

**○委員長（永山伸一）** 要望であります。ほかにございませんか。

**○委員（森永靖子）** 放課後児童クラブのことで、今、中島委員が言われた、そういう資格を持ってらって——困ってるところはありますか。20カ所の中で。

**○子育て支援課長（知識伸一）** 今のところ、特にそういうのは聞いておらないです。

**○委員（森永靖子）** 可愛児童クラブは、12月の一般質問のときに、余裕教室のことを教育長に話をして、「うん」って言ってくださいましたので、可愛の場合は、運よく第2児童クラブを、今

現在使ってる部屋の隣の部屋が、可愛の備品室っていう形であいてましたので、そこを何回か何回か詰めてお願いしまして、そこをきょう、あす、子どもたちが春休みの間に片づけて、第2がつくれるようになりました。ありがとうございました。

なかなか年度末でもあるので、予算も出ないということでしたので、私どもも最初、可愛の場合は、あそこを借りるときに、いずれ可愛の小学校の生徒数がふえたときには出て行ってほしいという一筆書いておりますので、市有地である学校の横のところを確保してございまして、児童がふえてきたり、自分たちが移動しなきゃならないときには、そこに移るために16年間ためてきたものがありましたので、それでもって第2児童クラブを床張りしたり、壁張りしたり、いろいろするのはできるかなあと思うんですが。今、中島委員が言われたように、1と2になりますと、やはりそういう支援体制、指導員も1と2に分けなきゃいけないでしょうし、幸いにして、地域におられる教員の方がやめられたり、途中のリタイアの方々が安定所に出してきてくださって、何とかそこところは確保できたみたいですので、教育委員会のほうの協力もいただいて、第2が確保できました。お礼申し上げたいと思います。そのことでした。

**○委員長（永山伸一）** お礼の言葉でございました。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 質疑は尽きたと認めます。

以上で、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち、本委員会付託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（永山伸一）** 異議ないと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△所管事務調査

○委員長（永山伸一）次に、所管事務調査を行います。

説明を求めます。

○子育て支援課長（知識伸一）最後に、市民福祉委員会資料22ページをお開きください。待機児童等の説明をさせていただきます。

まず、保育施設の状況についてなんですが、平成21年度に定員的に1,810人分あったんですが、平成27年度に2,406までふえまして、596増をしております。それを利用される児童の数が、2,026人から2,542人ということで、同じように516人ふえている状況でございます。

保育園につきましても、理由があれば119%までは入所が可能なものですから、平成27年度を見ていただきますと、105.7%、定員に対しまして入っている状況でございます。

596の定員増の内訳といたしまして、施設整備が260、施設整備を伴わないものが215、利用定員を少なくされたところが16、それから地域型保育所、小規模の保育所で137ということで、こういうような状況でございます。

二つ目の待機児童の推移でございます。平成24年からちょっと見ていただきたいんですけど、待機児童が括弧書きが厚生労働省基準って言いまして、新聞なんかによく出る数字でございまして、30分以内に行けるところにあきがあれば、それはカウントしないというような厚生労働省のルールがあるものですから、それでいきますと、平成27年が31、昨年が53、その前が42という形になるんですが、実際は保育所の申し込みの数、実際の数的には、4月1日で76名の方がお受けできなかったというような状況でございます。

1年たちますと、新しいお子様もお生まれになって、その方が半年等々過ぎると、今度はまた保育園を希望される、そういうふうな申し込み等もあるものですから、3月1日現在、ことしは2月の1日現在なんですけど、やはり200名ぐらいの方に待っていただいている状況でございます。

今後の定員増の関係ですが、先ほど御説明申し上げたとおり、保育所の整備で30と、認定こども園で16の46、これは来年の4月ぐらいにふえる予定でございます。あわせて、今回また認可外保育所が1カ所、小規模保育事業所ってことで、

4月1日に19名で誕生する予定でございます。

あわせて、施設整備を伴わない分で、二つぐらいの保育園さんが定数をちょっとふやすというふうな、認定こども園さんなんですけど、1号と2号とちょっと数字変えて、30人ぐらいはことしの4月1日でふえるんじゃないかってことで考えているところなんですけど、やはりそれでも足りませんので、今後また、今、国・県とも協議をして、それから大きなのは、やっぱり財政的なものですので、財政当局とも話をしながら可能な限り、国・県の大きいの出ましたら、また補正予算でお願いをしたいというところで、今の状況でございます。

以上でございます。

○委員長（永山伸一）ただいま説明がありましたけれども、これを含めまして、子育て支援課、所管事務全般について質疑があればお願いします。

○委員（福田俊一郎）少子化と高齢化で、今、労働力の不足分で、ふえる共働き政策になっているわけですけども、それによって、こうして待機児童がふえてきている中で、本市もこうして施設整備もあわせ、対応していただいておりますが、将来的にどの辺をピークというか、そういったものが見えるのかどうか。

ある時点で、また今度は、この前の国勢調査のように、いよいよ下降線をたどって人口が減っていくということであれば、当然この共働きも下降線をたどっていくと。それによって、待機児童も減っていくということ、そこも見据えて政策を進めていかなきゃいかんと思いますね。

そうすると、まして施設整備に頼らない、そういう既存の認定こども園等をふやすという、両方の政策をにらみながら進めていかれるわけですけども、その辺の方針っていうか、考え方についてお示しいただければありがたいというのが1点と。あと、認可外保育園、先ほど課長が19名以下のっていうような話をされましたが、そういう小規模の、今後少しはまたふやしていくのかなんかも含めてお示しいただければと思います。

○市民福祉部長（春田修一）整備方針ということでございますが、子ども・子育て計画を昨年策定しまして、本年度から入っておりますが、その中では300人ふやそうという考え方でいたしております。

実際はもう200から、ことしが30です、230。そして、来年度46ですので、ほぼ計画どおりには進んできております。

ただ、先ほども上野委員のときに若干御説明させていただきましたが、出生者数は横ばいから若干減になっておりますが、待機児童数はなかなか減らないというような状況等がございますので、これは経済とリンクしておりますので、なかなか推計ができないところでございます。

ただ、私どもとしましては、この前の一般質問でも、平成22年から5年後の平成27年を見たときに、84名しか減少になっておりません、子どもの0—5歳は。全体は約3,000人ほど減っていますけど、この0—5歳は、84という減少の状況を考えたときに、やっばし1.86、単年度で見ると、合計特殊出生率が2を超えている年もあるんですよ。

なので、私どもは、子育て環境をある程度整備していけば、今の数字がふえることはないと思いますが、できるだけ維持したいという思いで考えております。

そういうことから、ここ5年、10年は、多分この数字というのは余り変わらないのではないかなというような推計をしています。

なので、結果として整備方針としては、一番最初の4月1日現在で、今は、さっき言ったように、105%とかいう形で定数を超えた形でしておりますが、一番最初の時点で100%して待機児童をゼロにできれば、その年度途中に、言えば、育児から復帰される方が約200人ぐらいいらっしゃると思いますので、その方の受け皿ができるのではないかと。

ですから、年度末にも待機児童をゼロという数字がつかれないかという思いを持っていますので、現時点では、年度当初に100%で全員入れるぐらいの施設整備というのは必要ではないかと思えます。

ただ、それは財政の問題もありますし、措置費の問題もございますので、財政とまた協議をしていただかないといけないんですが、私どもとしては、待機児童をゼロという話ではなくて、将来的には4月当初で100%、そして待機児童ゼロというようなことを目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（永山伸一）小規模のほう、よろしいですか。お願いします。

○市民福祉部長（春田修一）それと、小規模につきましても、もうかなり整備できたと思っています。平成26年度までの実績では、ゼロ・1・2の待機児童が多かったというようなことから、認可外保育所に預けていらっしゃる方もいらっしゃるんですが、現時点ではゼロ・1・2はほぼ解消できつつあると思っています。

逆に、4歳とか、そういう方があぶれてくると、待機に回っているというような現実がございますので、小規模ではなくて保育所整備を、認定こども園も含めました保育所整備というのを今後進めるべきであって、小規模はもうあと1カ所ぐらいで、十分賄える状態になってきたのではないかなというような思いは持っているところでございます。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、子育て支援課の審査を終わります。御苦労さまでした。ありがとうございました。

#### △高齢・介護福祉課の審査

○委員長（永山伸一）ここで、先日の高齢・介護福祉課の分につきまして、資料提出がありましたので、ここで補足説明を求めたいと思います。

○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）済みません、先日の委員会の中で、説明ができなかった分でございます。

お手元のほうに資料1枚紙、両面のコピーの分でございます。

シルバー人材センター補助金についてでございます。補助金名称は1番のとおりでございますが、2番の交付の目的でございますけれども、高齢者の方々の就業機会の確保及び雇用の安定ということで、補助金を交付しております。

対象経費につきましては、就業機会の確保に関する経費及び管理運営業務に関する経費ということで、4番の補助事業内容等なんですけれども、主に人件費等に充ててございます。

5番目の平成27年度のシルバー人材センターの予算でございますけれども、自己資金が2億

1,140万ほど、あと市の補助金が2,570万円、連合会交付金というのが、これが国の補助でございます、1,080万円、合計の2億4,790万円という形となっております。

そのうち、支出のほうを見ていただきますと、人件費が3,300万ほどです。この事業費の支出の分については、主に配分金のほうになってまいります。

6番目です。国の補助金の考え方ですけれども、補助経費の2分の1で、国の予算の範囲内で交付をしますよと。あと、地方公共団体からの補助額を超えない額を補助をするという形となっております。

裏面のほうでございます。7番です。補助金の経費削減といいますか、補助額の削減を補助金等評価委員会の中でも話がありまして、平成24年度に長期的な計画で、平成31年度までに338万円を削減する方針を決定いたしまして、平成25年度に130万円を削減し、平成26年度から平成28年度までの間で、148万5,000円削減を目標としておりますけれども、シルバーの申し出によって、3年間で150万円を削減する形、これまで50万円ずつ削減をしてきたところでございます。

残り平成29年度から平成31年度までの間で、58万円を削減することとしておりますけれども、国庫補助金の額等も減額も予想されていることから、今後の事業収益等を見ながら協議をしていきたいということで考えているところでございます。

シルバー人材センターといたしましては、経費節減に取り組んでおりまして、また事業収益の拡大や会員増強に努めているところでございます。

会員の状況なんですけれども、平成24年度が376名ほど年度末でありました。平成25、平成26年度の末が420名でしたけれども、平成25年度から会員増強のための推進員の方を雇用いたしまして、呼びかけ等を行いながら、説明会等も行っております。平成28年2月末現在で、会員数が476名になっております。

ですので、今年度末、3月でも若干やめられる方もいらっしゃるのですけれども、幾らかはふえてくるのかなということで、今後、事業の収益等も見込まれるんじゃないかなということで、考えているところでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

**○委員長（永山伸一）** ただいま説明がありましたが、質疑はありませんか。

**○委員（福田俊一郎）** ありがとうございます。資料のほう、お手数かけましたけれども。

まず、補助金については削減されていく方向ということでありましたが、これにも人件費が入っているというようなことでした。と同時に、支出のほうでも人件費が3,300万、この収入の事業費の2億1,000万の中から、市の補助金の事業による人件費と出して3,300万というふうに思っているのか。配分金っていうのは、そういう意味で配分金といふにされたのか、ちょっとそこをお尋ねします。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** 事業収益が2億1,000万ほどあるかと思っておりますけれども、このうちの1億8,000万ほどは、シルバーの会員の方々に配分金として払われるふうになります。

その残った分等で、シルバー人材センターの管理であったり人件費も賄ったりする部分あります。

**○委員（福田俊一郎）** 私どもが意見交換をした際に言われたのは、自分で手出しで機械代、機械とか持って、その経費がかかったりして、工賃の中に占める、いわゆる人件費をもらっても、実際はその機械代というか、そういうものに出ていくと。その管理費やら、実際購入されて、それを使わざるを得ないというふうなことであったんで、そこ辺の対応を求められているのかなあというふうに思ったところですが。この辺はどういうふうにシルバー人材センターとの、何ていうんですか、協議をされておられるかどうか。

**○高齢・介護福祉課長（橋口浩文）** シルバーの会員になられるときに、特に草刈りとか、そういうのをされるときには、会員さんの自腹で草刈り機であったり、軽トラックを準備していただくということで、持っていない人は、なかなか会員になれないっていうのが、実際としてはあるようでございます。

ですので、シルバーでそういう機械を準備できないかっていう話もあるんですけれども、現在のところ何台かしかないの、公用としては。

今後、事業拡大をされれば、幾らかは配備できるのかもしれませんが、そこ辺は今後の検討課題になってくるのではないかなということで

考えております。

○委員長（永山伸一）よろしいですか。ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑は尽きたと認めます。

以上で、高齢・介護福祉課終わります。本当に御苦労さまでした。

---

△保護課の審査

○委員長（永山伸一）じゃあ、当局の皆さん、二日間にわたり、大変御苦労さまでした……

〔「保護課の」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）保護課……

〔「さっきの国の保護費の予算」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）でしたね。じゃあ、保護課のほうからも補足説明があるそうです。お願いします。

○保護課長（小原雅彦）先ほど森満議員のほうからございました、国の保護費の予算についてということではありますが、今のところ予算ベースであります。2兆9,006億円が、概算要求ですが、平成28年度予算で計上されております。

これ国庫負担分ですので、まあ言えば4分の3でございます。以上です。

○委員長（永山伸一）ありがとうございます。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）質疑はないと認めます。

どうもありがとうございました。

本当に二日間にわたりまして、御苦労さまでした。ありがとうございました。

---

△精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について

○委員長（永山伸一）それでは、先ほど陳情第2号を採択すべきものと決定しましたので、ここでお諮りします。

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出についてを日程に追加して、これを議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、この件を日程に追加し、これを議題に

します。

まず、書記に意見書案を配付させます。

〔意見書案配付〕

○委員長（永山伸一）それでは、書記が意見書案を朗読いたします。

〔朗読内容は省略、巻末に意見書案を添付〕

○委員長（永山伸一）それでは、この意見書案についての御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御意見はありませんので、文言等の軽微な変更については正副委員長に御一任いただくこととして、委員会として本意見書案を本会議に提出したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議ありませんので、本意見書案を提出いたします。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（永山伸一）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）御異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱います。

それでは、ここで協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時48分休憩

~~~~~

午後1時50分開議

~~~~~

○委員長（永山伸一）本会議に戻します。

△閉会中の委員派遣について

○委員長（永山伸一）次に、閉会中の委員派遣についてお諮りします。

本委員会の行政視察については、5月の第2週目を目途に実施したいと思いますが、視察先との調整等が必要になりますので、委員派遣の手続は委員長に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）また、市内の現地視察等

については、現在のところ予定しておりませんが、今後、必要となった場合の委員派遣の手續についても、委員長に御一任いただきたいと思います。

鹿児島県が今、県議会でやっているエコパークの問題等もありますんで、そこが解決したころには、またエコパークの確認も近いうちにしないといけないんじゃないかなと思いますが、そこら辺についても御一任いただくことでよろしいでしょうか。ついては、そのように取り扱うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永山伸一）異議なしと認めます。

よって、そのように決定させていただきます。

△閉 会

○委員長（永山伸一）以上で、市民福祉委員会を閉会いたします。二日間にわたり、大変御苦勞さまでした。ありがとうございました。

【卷末資料】

陳情文書表
意見書案

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	平成 2 8 年 2 月 4 日
件 名	精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書		
陳 情 者	薩摩川内市永利町 2 9 3 9 番地 特定非営利活動法人薩摩川内市精神保健福祉促進の会 理事長 川畑 俊子		
要 旨			
<p>平成 2 6 年 2 月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成 2 8 年 4 月には障害者差別解消法が施行される。国連障害者権利条約第 4 条は、「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適当な措置をとること」、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第 1 条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めている。</p> <p>国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、なお、精神障がい者が障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるならば、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰れてしまう。</p> <p>については、薩摩川内市議会において、国に対し、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出くださるよう陳情する。</p>			

発議第 号

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成 年 月 日提出

提出者 薩摩川内市議会
市民福祉委員会
委員長 永山伸一

提 案 理 由

障害者の権利に関する条約が批准され、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律も施行されようとしているが、全国的に身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の多くにおいては、精神障害者は適用対象になっていないのが現状である。

ついては、国会及び関係行政庁に対し、精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

精神障害者に対する交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

平成26年1月、日本は障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）の批准国となりました。本年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）も施行されます。

障害者権利条約では第4条において「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適切な措置をとること」や、「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」が明文化されています。また、日本国憲法では「法の下での平等」がうたわれ、障害者差別解消法においても、

「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と同しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定められています。

しかしながら、全国的に身体障害者や知的障害者に適用されている交通運賃割引制度の多くにおいては、精神障害者は適用対象になっていないのが現状であります。

よって、国におかれては、精神障害者も、身体障害者や知的障害者と同等に交通運賃割引制度の適用対象とするよう交通運輸業者に働きかけることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会市民福祉委員会
委員長 永山伸一